

生徒総合補償制度のご案内

本制度は専修大学玉名高等学校生徒のための制度です。(団体総合生活保険)

(この保険は、学校法人玉名学園が保険契約者となる団体契約です。)
この保険は、学校法人玉名学園を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人玉名学園が有します。

充実の補償でしっかりサポート!



ご入学
おめでとう
ございます

1 個人賠償責任

(自転車通学中も補償)

2 傷害

(1日目から補償)

3 学資費用

4 天災危険

お申込方法
(払込取扱票)

同封の払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

保険期間

2021年4月1日午前0時※から 3年間
2024年4月1日午後4時まで

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、入金翌日から補償開始となります。

募集締切日

2021年3月31日(水)まで
(入学手続き等と同時に、お早めにお手続きください。)

※募集締切日は3月31日までとなっておりますが、**締切日以降の加入も可能です。**

ご加入者(申込人)

専修大学玉名高等学校に在学する生徒の保護者の方

被保険者
(補償の対象者)

専修大学玉名高等学校に在籍する生徒の方
(入学手続きを終えた方を含みます。)

※賠償責任保険はご家族(同居の親族、別居の未婚の子)も対象となります。

ご加入内容を
ご確認ください。

加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

学校生活を取り巻くさまざまな危険から

充実の補償でしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

他人にケガをさせてしまったら?

1 賠償責任※

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※インターンシップ・アルバイト中や受託品*1の損壊等の事故も補償の対象になります。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガを負わせた。



国内外を問わず補償! 免責金額(自己負担額)ゼロ!

生徒はアクティブ。やっぱり、日常生活でのケガが心配…。

2 傷害

自転車で転倒し、ケガをした。



日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術(1日目から補償)

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院(1日目から補償)

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

スポーツによるケガ。



国内外を問わず補償!

もしも、扶養者が事故にあったら!

3 学資費用※

傷害による学資費用

扶養者がケガで死亡されたり、重度後遺障害を被った場合に、その翌日以降、保険期間終了までに実際に支払う授業料等の費用を補償します。

疾病による学資費用

Aタイプをお選びいただいた場合には、上記に加え、扶養者が病気で死亡された場合にも補償の対象となります。

※払込取扱票の「扶養者」欄に記載された方が、本補償の扶養者となります。

※毎年の補償限度額はタイプ表をご覧ください。

扶養者が事故に遭い
重度後遺障害を被った。



国内外を問わず補償!

地震が起こったら?

4 天災危険

天災(地震もしくは噴火または、これらによる津波など)によって生じたケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院(上記②)、傷害による学資費用保険金(左記③)を補償します。



国内外を問わず補償!

タイプの選び方

扶養者の病気死亡による学資費用補償は必要ですか？

おすすめ! はい
Aコース

いいえ
Bコース

ご加入タイプと保険料

職種級別A

タイプ名		おすすめ! 基本タイプ A	エコノミータイプ B	
補償内容				
保険料(3年間分一時払)		33,560円	27,440円	
1日あたりの保険料目安		約 31円	約 25円	
補償額(保険金額)	① 賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	
	② 生徒本人の傷害 (天災危険補償付*1)	死亡・後遺障害	100万円	100万円
		入院日額*2 (1日につき)	2,500円	2,500円
		通院日額 (1日につき)	1,500円	1,500円
	③ 学資費用	学資費用*3 (傷害) (天災危険補償付*1)	40万円	40万円
		学資費用*3 (疾病)	40万円	×
④ 熱中症・細菌性食中毒・天災危険補償*1	○	○		

*1 天災危険補償とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運轉者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

〈保険の対象となる方〉

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入できる方は、専修大学玉名高等学校に在籍する生徒で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

※個人賠償責任については、ご本人*1、ご本人*1の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方を含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。また、ご本人*1以外の個人賠償責任の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。))も保険の対象となる方を含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

❗ 学資費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学資費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

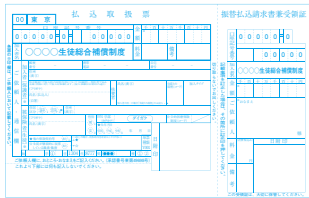
お申込方法

〈お申込方法(払込取扱票)〉

同封いたしました払込用紙が加入依頼書になっています。必要事項をご記入のうえ、保険料を添えて、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にてお振り込みください。(振込手続きをもってお申込みは完了します。)
加入者票については、2021年5月下旬以降順次郵送予定



プランをお選びください。



払込取扱票にご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局にてお申込みください。

(お申込手続はこちらで完了です。)

5月下旬頃

加入者票は東京海上日動火災保険(株)より加入者様宛に郵送します。ご卒業まで大切に保管してください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専門相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応じます。

転院・患者移送手配*

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

●介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間
いすれも土日祝日、年末年始を除く
●電話介護相談 9:00~17:00
●各種サービス優待紹介 9:00~17:00
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応じます。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

●ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接のご相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間
いすれも土日祝日、年末年始を除く
●法律相談 :10:00~18:00
●税務相談 :14:00~16:00
●社会保険に関する相談 :10:00~18:00
●暮らしの情報提供 :10:00~16:00
0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応じます。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

万一、事故が起これば

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付サービス

事故はいつ、どこで起こるかわかりません。

0120-720-110

東京海上日動安心110番

受付時間

24時間365日

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

お問い合わせ先

<取扱代理店> 専修大学 生徒総合補償制度係
株式会社専大センチュリー
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル
フリーダイヤル **0120-50-4230**(携帯の方:03-5215-1260)
月~金 9:00~17:00

<引受保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**
担当課 **公務第二部 文教公務室**
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
ラ・メール三番町10F
TEL.03-3515-4133 月~金 9:00~17:00